

プレスリリース「児童相談所および民間養子縁組機関における
セクシュアル・マイノリティ等に対する里親委託・養子縁組に関する調査」報告

2021/11/13 ver.1.0

本件の問合せ先・文責

白井千晶（静岡大学人文社会科学部教授）

shirai.chiaki@shizuoka.ac.jp

このたび、児童相談所と民間養子縁組許可団体に、セクシュアル・マイノリティが里親・養親になることについてアンケート調査を実施した結果がまとまりましたので、報告します。

本研究では、①SOGIEに関わらず、望めば婚姻でき、制度が利用、社会保障を受けることができること。②SOGIEや婚姻状態に関わらず、家族が形成でき、社会的承認を得ること。③遺伝的つながりの有無にかかわらず、子育てに関われること。④社会的養育において、それぞれの子どものニーズに合う養育者がいること。それらをかなえる仕組みを検討したいと考えています。

セクシュアル・マイノリティの方自身が、パートナーと暮らしたり、結婚、婚姻するなどのパートナーシップ、親になることを含む家族形成をどのように考えているかについては、これまで日本でもいくつかの調査がありました。本研究でも、いわゆる当事者調査を実施しており、まもなく結果を公開する計画です。

いわゆる自然生殖以外に親になる方法としては、連れ子、精子提供・卵子提供・代理懐胎など第三者が関わる生殖技術、里親や養子縁組、その他の共同養育や拡大家族などの方法がありますが、本調査では、里親や養子縁組に限定して調査しています。ちなみに、里親は都道府県政令市が認定し、児童相談所が措置をします。法制度上、婚姻状態による制限や年齢の上限はありません。養子縁組は児童相談所や民間機関が委託することができるもので、特別養子縁組は民法上、法律婚夫婦に限られ、普通養子縁組は婚姻状態による制限はありませんが、親権者やその親族と子どもの親族関係は終了しません。

今回の調査では、セクシュアル・マイノリティが里親や養親になることについて、委託する側の現状、意識、障壁があるならばその障壁を何だと感じているかを尋ねるために、児童相談所、養子縁組許可機関にアンケート調査を実施しました。委託側の調査は、日本で初めてになります。

結果は、詳しくは集計をご参照いただければと思いますが、里親・養子縁組に関する当事者からの問い合わせ・相談を受けたことがあると答えた児童相談所・民間機関は相当ある一方、実際に認定・委託したことがある割合は小さいことがわかりました。しかし、自由記述では、当該自治体がパートナーシップ宣誓制度を開始したためそれに準拠するという回答など、自治体の方向性に沿う意向が示されていることも少なくないため、今後、認定や委託が進行する可能性を示しています。一方、親権者の同意が取れないのではないか、子どもが里子であること以外にも周囲に説明しづらくなるなどの懸念もあがっており、児童相談所の意向だけでは進められない背景要因があることも示されました。

カップルの一人が性別変更したトランスジェンダーで法律婚している場合は、里親認定、里親委託、養子縁組委託の割合が同性カップルや法律婚していないトランスジェンダーのカップルよりも経験率が高く、児童相談所が法律婚に重点を置いていることが伺えます。また、同性カップルよりも法律婚していないトランスジェンダーのカップルと比較しても差異はほとんどありませんが、異性カップルを重視しているのか、法律婚していないトランスジェンダーカップルを認識していないのか、当人から開示がないのかはわかりません。

一方、民間養子縁組機関は、親族間の養子縁組など特定の状況で普通養子縁組をおこなった経験がまれにあるも

の、基本的にはセクシュアル・マイノリティの人に対する特別養子縁組は、法制度上できないため、関与外と考えているようでした。同性婚が認められるか、単身者の特別養子縁組が法律で認められない限り、縁組はできないと答えており、法制度上可能だが進められていない里親委託とは対照的な回答でした。里親認定・委託が運用上可能であるけれども進められていない点をどのように改善できるかは、末尾の「提言」にまとめた通りです。委託機関のみならず、関係者や社会が多様性を認識することが必要で、それは保護された子ども、里親子や養親子などの非血縁の親子、セクシュアル・マイノリティの子ども、その他の多様な家族や暮らし方を認識することにつながっていくと考えています。

I 研究組織

「生殖補助医療・社会的養護による LGBT の家族形成支援システムの構築」(日本学術振興会、課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業(実社会対応プログラム)、研究テーマ公募型)

研究代表：二宮周平(立命館大学)

詳細は以下を参照下さい。※体制は採択当初のものであり、その後、メンバーの変更があります。

https://www.jsps.go.jp/jissyakai/data/saitaku/h30_gaiyou/ninomiya.gaiyou.pdf

II 本調査概要

目的：社会的養護として親子形成支援にかかる児童相談所および民間養子縁組機関に対して、セクシュアル・マイノリティ等に対する里親委託・養子縁組の現状と認識を調査する。

時期：2021年2月

対象：全国の児童相談所(分室を含む)238箇所、および養子縁組あっせん許可団体(調査当時21機関)

有効回収：児童相談所100(42.0%)、民間機関13(61.9%)(2021年4月末時点)

調査主体：日本学術振興会実社会対応プログラム「生殖補助医療・社会的養護による LGBT の家族形成支援システムの構築」(代表：立命館大学・二宮周平)

調査責任者・実施者：白井千晶(静岡大学/プロジェクトチーム・グループリーダー)

倫理審査：「人を対象とする研究倫理審査」を受審し、承認を得ている(衣笠-人-2019-65/立命館大学)

III 本調査結果

(1) 児童相談所

養育里親について

	なりたい相談	認定	委託	その理由
独身者(一人暮らし)	1. ある 83%	1. ある 44%	1. ある 28%	委託ありの理由：児童養護施設経験ありファミリーホーム開設予定。親族里親。要件を満たす人はすべて対象とする。夫婦で里親をしていたが離死別により無配偶になった。近居の親族の養育支援が得られる。 委託なしの理由：養育の支援がない。無配偶・養育支援なし・就労ありで委託が困難。寂しいなど当人の癒やしが目的で制度の趣旨を説明したら連絡が途絶えた。制度上認めて
	2. ない	2. ない	2. ない	

				いない。要綱では補助者がいない場合は子どもを適切に養育できると認められる特段の事情があること、としており、有資格者を想定しているため。子どもの最善の利益を尊重し、該当里親への委託が適当と判断すれば委託する。
独身者（親族等の同居成人あり）	1. ある 75%	1. ある 48%	1. ある 36%	委託ありの理由：要件を満たしており養育可能・適任・子どものニーズと合致すると判断したため。親族里親。離死別により無配偶になった。週末里親など短期の委託。同居親族と養育可能。実子養育経験あり。 委託なしの理由：認定から間もないため。仕事が忙しく委託に至らない。同居親族の理解が得られない。
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているレズビアン（女性同性愛）カップル	1. ある 6%	1. ある -	1. ある -	相談あり：相談があったがその後申込がない。
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているゲイ（男性同性愛）カップル	1. ある 5%	1. ある 1%	1. ある -	相談あり：相談があったがその後申込がない。 認定あり・委託なし：打診中 相談なし：相談や申込があったら要件に則って判断する。児童の最善の利益を保障するため慎重に対応する必要がある。
	2. ない	2. ない	2. ない	
身体の性と心の性が異なるトランスジェンダーとそのパートナー（法律婚していない）	1. ある 4%	1. ある -	1. ある -	相談あり：相談のみだったのは個別の事情（転居等）
	2. ない	2. ない	2. ない	
戸籍の性別を変更して婚姻した人とその配偶者	1. ある 12%	1. ある 12%	1. ある 8%	委託ありの理由：要件を満たしている。
	2. ない	2. ない	2. ない	

養子縁組里親について

	なりたい相談	認定	委託	その理由
独身者（一人暮らし）	1. ある 54%	1. ある 5%	1. ある 2%	相談のみの理由：特別養子縁組は民法で法律婚夫婦と規定されていることを説明した。相続目的、老後のため、跡継ぎ探しの高齢単身者だった。高齢で経済的要件を満たしていなかった。自身の看護・介護をさせる目的だった。
	2. ない	2. ない	2. ない	

				委託ありの理由：離死別して無配偶になった。要件を満たしているため。
独身者（親族等の同居成人あり）	1. ある 34%	1. ある 7%	1. ある 1%	相談のみの理由：要件から特別養子縁組はできないが、意欲があれば養育里親を勧めている。息子が結婚せず跡取りがないので息子に養子がほしいという相談があり、里親制度の趣旨を説明した。当該都道府県ではまず養育里親として登録することを勧めている。
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているレズビアン（女性同性愛）カップル	1. ある -	1. ある -	1. ある -	
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているゲイ（男性同性愛）カップル	1. ある 1%	1. ある -	1. ある -	相談のみ：電話相談のみ
	2. ない	2. ない	2. ない	
身体の性と心の性が異なるトランスジェンダーとそのパートナー（法律婚していない）	1. ある 2%	1. ある -	1. ある -	
	2. ない	2. ない	2. ない	
戸籍の性別を変更して婚姻した人とその配偶者	1. ある 16%	1. ある 15%	1. ある 6%	委託あり：特別養子縁組になった。委託時は開示なく成立してから開示があった。要件を満たし、適任だった。
	2. ない	2. ない	2. ない	

自由記述（抄録）

- ただでさえ親権者から里親委託の同意が得られないのに、セクシュアル・マイノリティへの偏見が強く、現実的には難しい。
- 多様性を肯定しているが、現実的には不安要素があり委託の優先順位が高くない。
- 里子に負担がかかる（里子であること、育て親がセクシュアル・マイノリティであること）。社会的養護の負担がすでにかかっている。日本では社会の理解が十分でなく子どもがさらに負荷を負う。
- 多様性は認めているが、子どもにどのように伝え、理解を促すか、子どものための制度であることを基に、委託は慎重にならざるを得ない。社会の理解が進まない中、子どもが周囲から疎外されるようなことがあるかもしれない状況に置くことは難しい。子どもに選択させることが必要。
- 多様性を認めている。要件を満たす人の登録を拒否する理由はない。
- セクシュアル・マイノリティは今後、貴重な資源になっていくだろう。
- 子どもがセクシュアル・マイノリティの場合の貴重な受け入れ先になる。
- 性別変更している人が開示する必要はないと考えている。
- 男性のみの養育者に委託することへの不安は親権者にも職員にもある。
- 子どもが家庭像を描くことは重要な役割の一つ。同性カップルへの委託でそれができるかどうか。
- 当轄の市でパートナーシップ宣誓制度を始めたため、今後相談は来る可能性があると考えている。
- 里親会や行政機関に個人情報伝えてよいか確認が必要。
- ジェンダーにとらわれず子育てに参加してほしい。ただし里子が理解できることが必要。
- これから増えていくと考えている。児童相談所の対応が障壁にならないようにしたい。

(2)民間機関

養子縁組について

	なりたい相談	認定	委託	その理由
独身者（一人暮らし）	1. ある 46.2%	1. ある 7.7%	1. ある 7.7%	相談あり・委託あり/委託検討：単身、性自認にかかわらず相談を受けている。 相談あり・委託なし：子ども側の相談が特別養子縁組のみのため。里親認定を受けていなくて認定や委託に進めなかった。団体が定める要件に適合しない。
	2. ない	2. ない	2. ない	
独身者（親族等の同居成人あり）	1. ある 38.5%	1. ある 7.7%	1. ある 7.7%	相談あり・委託あり：同居親のいる単身女性に委託した。
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているレズビアン（女性同性愛）カップル	1. ある 38.5%	1. ある -	1. ある -	相談あり・委託なし：子ども側の相談が特別養子縁組のみのため。里親認定を受けていなくて認定や委託に進めなかった。団体が定める要件に適合しない。 相談なし
	2. ない	2. ない	2. ない	
同居しているゲイ（男性同性愛）カップル	1. ある 30.8%	1. ある -	1. ある -	相談あり・委託なし：子ども側の相談が特別養子縁組のみのため。里親認定を受けていなくて認定や委託に進めなかった。団体が定める要件に適合しない。 相談なし
	2. ない	2. ない	2. ない	
身体の性と心の性が異なるトランスジェンダーとそのパートナー（法律婚していない）	1. ある 30.8%	1. ある -	1. ある -	相談あり・委託なし：子ども側の相談が特別養子縁組のみのため。里親認定を受けていなくて認定や委託に進めなかった。団体が定める要件に適合しない。 相談なし
	2. ない	2. ない	2. ない	
戸籍の性別を変更して婚姻した人とその配偶者	1. ある 61.5%	1. ある 23.1%	1. ある 15.4%	相談あり・委託あり：養親としての要件にあてはまり、適格性もあると判断した。すでに児童相談所経由でお子さんの委託を受けていた。 相談あり・認定/委託なし：セクシュアル・マイノリティの社会的認知は進んでいるが、生みの親、子どものことを
	2. ない	2. ない	2. ない	

				<p>考えると、生みの親の理解が必要、新生児で委託され告知を受ける子どもの心情が委託時に予想できない、子どもの福祉のための委託において、生母と委託される児の人権も尊重されねばならず、経験値が少ないため公的機関の取り組みを参考にしたい。</p> <p>相談なし：相談の中で開示されたことがない。</p>
--	--	--	--	--

自由記述（抄録）

- パーマネンシーが子どもの利益になることから、法律婚して特別養子縁組できることを要件にしている。
- セクシュアル・マイノリティを養親にする事はしない。
- 生みの親が了解すれば委託する時代が来るかもしれない。その場合には相互理解についての研修が必要。
- 今後、書籍情報やその他の情報を提供してほしい。研修も望む。
- 知識不足で、議論する経験値もない。社会の多様性や議論の動向を見ながら学び、総合的に考えていきたい。
- 国がどのように考えているのか、基本的な動きなのか知りたい。
- 団体としてはあっせんしたいと考えており相談にも応じているが、そこから先に進んでいない。
- セクシュアル・マイノリティに限らず、大きなトラウマや喪失を経験している養親希望者には注意が必要で、生活歴を丁寧に聞き取っていく必要を感じている。
- 生みの親の同意が必要だが、あっせん機関は生みの親の支援をしているため、あっせん機関の意向に生みの親が意見を言いにくいかもしれない。セクシュアル・マイノリティに対する差別ではなく、子縁組は三者（子供、生母、養親）の幸せが担保出来ないと成り立たない。総合的に判断して里親委託から始めて社会からの認知が済んでからでないと新生児の特別養子縁組へ進むのは時期がまだ早いと考えている。

IV 示唆と提言

(1)示唆

- ・多くの児童相談所、民間機関が問い合わせや相談を受けている。一方で、実際の認定、委託はそれほど多くない。しかし、パートナーシップ宣誓制度に基づく記載する児相も少なくない。今後、変化していくのではないか。
- ・児童相談所の養育里親の認定については、おおむね要件に沿って判断するという態度。
- ・性別変更したトランスジェンダーの方が法律婚しているカップルの場合は、同性カップルや性別変更していないトランスジェンダーの方のカップルよりも養育里親認定・委託の経験率の方が高い。法律婚という制度にのっている効果と考えられる。同性カップルが婚姻できるようになれば、同様かもしれない。
- 一方で、トランスジェンダーで性別変更している方の法律婚カップルよりも、一人暮らしの独身者や親族と同居している独身者の養育里親認定・委託の経験率の方が高く、婚姻の効果が大きいと言えない側面もある。これは、夫婦の一人が性別変更したトランスジェンダーであることを児童相談所が知らなかったり、里親に申し込む同夫婦が多くなかったりと、様々な理由が考えられるかもしれない。
- ・児童相談所では、無配偶者の養育里親、性別変更・法律婚夫婦の養子縁組里親の認定、委託の割合が比較的高い。また、親族里親認定がきっかけになったり、同性カップルが養子縁組の要件を満たさないが養育里親のきっかけになったりしている。多様な養育の資源と捉えている。

- ・児童相談所の委託の障壁は、(1)子どもの同意や理解、(2)子どもの二重のマイノリティ性（事由があつて親子分離を経て措置され、非血縁親子であることと、育て親がセクシュアル・マイノリティであること）、(3)親権者の同意。
- ・民間機関の養親候補者（登録）については、特別養子縁組を前提にした機関は民法の規定から法律婚カップルに限定。おそらく管外の里親委託や普通養子縁組を含むと推測される機関は、おおむね要件に沿って判断するという態度。
- ・民間機関の委託の障壁は、(1)特別養子縁組の要件（法律婚カップルに限定）と同性カップルが法律婚ができないこと、(2)普通養子縁組が子どもの福祉と生みの親のニーズに合致しないことが少なくないこと、(3)新生児委託等、子どもの意思が確認できないこと、(4)子ども、生みの親、養親の三者の福祉を叶える必要がある。
- ・民間機関は情報、知識、研修、行政の先導のニーズがある。

(2)提言

①児童相談所

- ・多様な養育者、多様な養育のあり方を想定すること。
ひとり親が親子の類型の一つなら、独身の里親もそうである。
高年齢の子どもが転校せずに通学したり、レスパイトや短期で生活を共にするなど、子どもの年齢、ニーズ、背景もさまざまである。
- ・セクシュアル・マイノリティが里親である事例の共有やよい実践例の発信が必要。海外のテキストやエビデンスを知る機会が必要である。
- ・子どもの意見聴取の必要
セクシュアル・マイノリティが里親になるときに限定せず、すべてのケースにおいて、子ども自身が自らが生活する場所や支援の計画に対して、年齢や状況に応じて参画できることが必要。セクシュアル・マイノリティが里親になることは、それを考えるきっかけになる。
- ・親権者の同意のあり方の再検討
委託先に関する情報提供による信頼関係、交流。里親の親族など多様な養育支援者の関わり。

②都道府県市、政府、その他の公的機関

- ・多様な養育者を想定した情報提供、里親リクルートが必要。

③養育希望者

- ・里親制度や子どもの養子縁組の趣旨の理解が求められる。
- ・コミュニティでの情報交換が必要。

④アライ

- ・多様な家庭への理解が求められる。

以上

謝辞：調査にご協力いただいた全国の児童相談所、民間機関に感謝申し上げます。

本報告は、日本学術振興会実社会対応プログラム「生殖補助医療・社会的養護による LGBT の家族形成支援システムの構築」（代表：立命館大学・二宮周平）の研究成果の一部としておこなっています。